

木材供給等緊急対策

【5, 924百万円】

対策のポイント

仮設住宅等の復旧資材確保のため、早期に稼働可能な木材加工流通施設等の廃棄・復旧・整備や原木流通に対して支援します。

<背景/課題>

- ・東日本大震災により、現地では、避難生活が長期化する懸念が生じていることから、仮設住宅の建築や瓦礫の処理を迅速かつ円滑に進めていくとともに、仮設住宅等の整備に必要な木材を早急に供給することが必要です。
- ・このため、早期に稼働可能な木材加工流通施設等の廃棄・復旧・整備や原木流通に対する支援等に緊急的に取り組み、被災者の生活再建のために必要な資材確保等を図ります。

政策目標

仮設住宅（7万戸）等の復旧資材の確保

<主な内容>

1. 木材加工流通施設等の廃棄・復旧・整備

5, 300百万円

被災した木材加工流通施設等について、早期に稼働可能な施設の廃棄・復旧・整備と、瓦礫処理の円滑化等に資する木材破砕機の整備に対して支援します。

補助率：1/2
事業実施主体：森林組合、素材生産業者、木材加工業者、木質バイオマス需要者等からなる協議会等の構成員

2. 間伐材等の流通コスト等支援

624百万円

(1) 流通コスト支援

復旧に必要な資材用の木材で、被災工場の在庫原木や被災工場に出荷していた地域の原木等を、非被災工場等で受入れする場合の流通に対して、距離に応じて支援します。

(2) 流出木材の処理コスト支援

震災により港湾等に流出した木材の回収を、所有者等が行う場合に支援します。

補助率：定額、1/2
事業実施主体：森林組合、素材生産業者、木材加工業者、木質バイオマス需要者等からなる協議会等の構成員

お問い合わせ先：

- 1、2の事業 林野庁木材産業課 (03-6744-2294 (直))
1の事業 林野庁木材利用課 (03-6744-2297 (直))